

平成30年第2回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成30年 6月 5日

本日の会議 平成30年 6月 8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
課長 補佐 細田 浩子 君 主任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総務部長 山本 昭彦 君
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 松邨 清茂 君 健康保険部長 中山 庄治 君
水道局長 濱 伸二 君 会計管理者 山口 利弘 君
教育次長 森川 寛子 君 総務部理事 山口 功 君
建設産業部理事 中嶋 敏純 君 教育委員会理事 金崎 良一 君
総務課長 荒木 秀一 君 情報管理課長 堀池 英二 君
秘書広報課長 中村 元則 君 契約管財課長 井川 勝信 君
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君
税務課長 山崎 昇 君 収納推進課長 渡部 守史 君
土木管理課長 中尾 盛雄 君 都市計画課長 日名子達也 君
福祉課長 細田 愛二 君 こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 宮崎 伸之 君 健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君 水道課長 山口 新吾 君
下水道課長 山崎 禎三 君 教育総務課長 宮司 裕子 君
生涯学習課長 青田 浩二 君 農業委員会事務局長 和田 弘 君

会議録署名議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時17分

平成30年第2回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

平成30年 6月 8日（金）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	37	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
3	38	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
4	39	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	—
5	40	長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例	総文
6	41	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総文
7	42	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
8	43	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
9	44	長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
10	45	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	産厚
11	46	平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）	総文

※付託予定の委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。
なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、安部都議員の①防災対策の情報発信と避難体制の取組について。②男女共同参画社会に関わる人権尊重についての質問を同時に許可いたします。

3番安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さん、おはようございます。今日、最後の一般質問者となりました。1時間一緒に、最後までお付き合いください。よろしく願いいたします。

それでは、質問に移ります。①防災対策の情報発信と避難体制の取組についてお伺いいたします。東北大震災から7年が経過し、未だ行方不明者や故郷へ帰れない多くの被災者がいます。そして、2年前に起きた熊本大地震、昨年の福岡豪雨災害、鹿児島島の火山噴火、そして現在進行中のハワイ島のキラウエア火山の噴火が起き、地域住民や観光産業に打撃を与えています。また、近い将来、南海トラフ地震が起きると予想されています。その際、九州にも大きな影響があると思われれます。そこで、緊急災害時の長与町地域防災計画に基づいた今後の防災対策と避難体制の取組についてお伺いいたします。

1、災害緊急時の避難行動要支援者等のプラン作成とその進捗状況についてお伺いいたします。防災トリアージ、トリアージというのはフランス語で選択という意味です。これは避難所のトリアージも含まれます、の考え方と福祉避難所についてお伺いいたします。デジタル防災行政無線の状況と防災情報の配信のあり方等についてお伺いいたします。非常災害時の取組と防災訓練の状況についてお伺いいたします。

②男女共同参画社会に関わる人権尊重についてお伺いいたします。政府は、女性活躍推進を掲げ女性の社会参画を推進しています。しかし、労働者の中の非正規労働者の7割が女性であり、女性が働きたくても働けない現状が立ちはだかっています。また、昨今、若い女性の過労死や職場でのパワーハラスメント被害や現在、障害者への旧優生保護法問題など人権と基本的権利や命を損なう問題が注視されています。また、自らの命を絶つ自死の問題などもあります。様々な角度から男女共同参画に係る人権についてお伺いいたします。1、女性の社会進出や活躍社会の町の考え方についてお伺いいたします。2、町における女性の参画状況の取組についてお伺いいたします。3、政治分野における女性議員を増やすための町の見解と対策をお伺いいたします。4、待機児童の現状についてお伺いいたします。5、行政等のイベントの際の親子連れの子ども一時預かりの取組についてお伺いいたします。6、町内における旧優生保護法問題についての見解をお伺いいたします。7、心の健康相談窓口設置についてお伺いいたします。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日最初で、今回の議会の最後の質問者であります安部議員の質問にお答えをいたします。括りとしましては、大きく防災対策の情報発信と避難対策の取組についてということで、1点目が災害緊急時の避難行動要支援者等のプラン作成とその進捗ということでございました。町では平成30年3月に長与町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定いたしました。この全体計画では、町内の自力で避難することが困難と考えられる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、観光客、外国人等の要配慮者のうち、一定の基準を満たした避難行動要支援者に対しまして、平常時、災害時にどのような避難支援を行うかなどを決めております。全体計画は地域防災計画の下位計画でございます。基本方針といたしまして、平常時におきましては避難行動要支援者連絡会議を開催し、町全体としての避難支援等の方策を検討するとなっております。なお現在、避難行動要支援者それぞれに合った避難支援プラン個別計画の策定に向けまして、自治会、自主防災組織、長与町民生委員児童委員、長与町社会福祉協議会などの協力を得ながら関係者との協議を進めておるところでございます。

続きまして2点目の防災トリアージの考え方と福祉避難所についての御質問でございます。トリアージとは、先程説明がありましたように大規模災害等が発生した際に、多数の負傷者が発生し救命処置の優先順位について専門的知識を有した人が判断すると言われております。今回、避難所トリアージのことということでお答えいたしますけれども、大規模災害発生によりまして、避難所の収容人数を大きく超えた避難者が避難してきた際に、どのような避難者の方を優先的に受け入れるかにつきましては、専門的知識を有した人が判断することとなることとなります。町内に避難所は27箇所が指定されておりまして、その最大収容人数は全体で1万3329名を収容可能となっております。これは全町民のおよそ3割程度の人員が収容可能となるわけでございます。また、福祉避難所につきましては、町内事業者2者と協定を締結しておりまして、通常の避難所では生活が困難な方が避難生活を送るための施設として対応していきたいと考えております。

3点目のデジタル防災行政無線の状況と防災情報の配信の在り方の質問でございます。現状といたしましては、平成28年度末より防災行政無線のデジタル化整備工事が完了いたしました。それに伴いまして各情報媒体との連携が可能となっております。防災行政無線につきましては、一般に町内放送と呼ばれておりますけれども、町内には子局が61か所、再送信子局が3か所の計64か所から町全体に対し、情報や町からのお知らせまた緊急放送等を発信しておるところであります。設置箇所につきましては、音達図や現地確認により町全域をカバーできるよう選定をしております。次に登録制メールですが、町内放送の内容をメールにより配信をいたしまして、聞きそびれ等による再確認等にも活用をされておるところであります。なお、従前の登録制メールでは町からの放

送内容が全て配信されていましたが、新システムにおきましては3点の改良があります。1点目は、町からのお知らせであります行政情報、2点目が大雨警報や避難所開設、避難情報等であります防災情報、そして3番目が、消防団が出動するものに限りますけれども、町内の火災発生状況をお知らせします火災情報でございます。次に電話利用サービスにより町内放送を録音し、フリーダイヤルをもって対応をしております。そして、インターネットの普及にあわせまして、町ホームページの左上の欄に緊急情報という欄がございます。これをクリックしますと中に入るわけでございます。町内放送内容を掲載することにしております。また、Facebookにつきましては、メール配信文と同じ内容も掲載してございまして、ナガヨミックンのアカウントを活用しております。なお、Twitterにつきましては文字制限144文字ということで、基本的にはFacebookと同じ運用ではありますけれども、長文になる場合には2つに分けて配信するというようにしております。次にケーブルテレビ連携につきましては、長崎ケーブルテレビの御協力によりまして、登録制メール配信文をそのまま掲載をしております。

続きまして4点目の非常災害時の取組と防災訓練の状況についてでございます。非常災害時の取組につきましては、地域防災計画に位置付けております。なお、取組は多岐にわたるため避難所関連についての近年の主な変更点としましては、西日本電信電話株式会社長崎支店との協定によりまして、避難所における特設公衆電話の設置が可能となっております。また、大型量販店との協定によりまして、駐車場や施設等を一時避難場所として活用させていただくことや避難者への物資供給を行っていただけることになっております。また、防災訓練につきましては、各自主防災組織が積極的に取り組んで頂いております。町民の皆様が煙体験等による避難訓練を実施していただいております。

続きまして大きな2点目、男女共同参画社会に関わる人権尊重についてということで、1点目が女性の社会進出や活躍社会の町の考え方という御質問でございます。国におきましては、少子高齢化により人口減少が進む中、国の持続的な成長と社会の活力を維持していくためには女性の能力を生かすことが不可欠と捉えてございまして、女性の活躍を経済成長における重要な戦略と位置付けてございまして、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っております。女性の活躍が進むことは、男女の働き方、暮らし方、意識を変革し男性中心型労働慣行等を見直すこととなりまして、男女が互いに責任を分かち合いながら共に暮らしやすい社会の実現に繋がるものと考えております。そのためには、全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を発揮することにより、職場、家庭、地域などあらゆる場面におきまして活躍できることが重要であると考えております。こうしたことから新たに策定いたしました第3次男女共同参画計画におきまして、あらゆる分野における女性の活躍を重点目標の1つとして掲げ、本年度から各種施策に取り組んでいるところでございます。

次に2点目の町における女性参画の取組状況の御質問でございます。本町におきましては組織運営に男女の多様な意思が公平公正に反映されるよう、女性の政策、方針決定

過程への参画拡大の取組を進めてまいります。町の審議会等委員へ女性を積極的に登用するほか、女性職員の活躍推進に向けキャリアデザイン研修等への参加を促すとともに、適正な人事配置に努めているところでございます。こうした取組により平成29年度における女性の登用率は委員会等が24.1%、審議会等が32.5%、課長職以上の管理職が12.5%、また、議会における女性議員の割合が25%といずれも県内において高い割合となっております。

続きまして3点目の政治分野における女性議員を増やすための町の見解と対策でございます。今年5月23日に男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布、施行されました。本法律には基本原則といたしまして、選挙における男女の候補者の数ができる限り均等となるよう目指すこと、国及び地方公共団体の責務、政党その他の政治団体の努力義務などが規定されております。今後、国におきまして実態の調査や施策の検討が行われますので、国の動向を注視しながら検討をして参りたいと考えております。

次に4点目の待機児童の現状の質問でございます。保育所の待機児童につきましては、待機児童解消加速化プランに基づき、毎年度、保育の受け皿確保に努めてきたところでございますが、入所希望者数が整備数を上回っている状況にあるのが現状でございます。30年度から新たにスタートいたします「子育て安心プラン」に基づき、現在も待機児童の解消に向けて関係機関と協議をしているところであります。

次に5点目のイベント開催時の託児についての御質問でございます。イベント開催時の託児につきましては、親子での参加が難しく、かつ、子育て世代の参加を促したい場合にファミリーサポートセンターに依頼しているところでございます。また、行政主催以外のイベント開催時に託児を頼みたい場合や個人的にお子様を預けたい場合にもファミリーサポートセンターの利用を御案内しているところであります。

次に6点目の旧優勢保護法問題の見解での質問でございます。長崎県におきまして平成26年に障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が施行され、平成28年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されたところであります。同時に本町におきましても、長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定いたしまして、障害をお持ちの方々に対しまして、町職員が適切に対応するための要領を定めております。改めて障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のあるなしに関わらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、7点目の心の健康相談窓口設置についての御質問でございます。心の健康相談窓口につきましては、特別に設置しておりませんが、主に健康保険課が相談窓口になっておりまして、業務を行っております。その際、ケースによりましては西彼保健所の保健師、作業療法士、医師などと連携を図りながら相談者や家族

の支援を行っております。また、西彼保健所で定期的を実施しております精神保健福祉相談につきましては、町広報に掲載し周知を図っております。いずれにいたしましても相談しやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。災害緊急時の避難行動要支援等のプラン作成については、今年3月から作成されているということで回答がありました。それでは、個別支援計画の要支援者などへのマップの落とし込みや名簿の配付についてはいつ頃完了し、そしていつまでに避難支援者の手元に配布される予定なのかをお示してください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

町長の答弁にもございましたが、30年3月に避難行動要支援者支援プラン全体計画を策定いたしまして、それに伴いまして名簿の作成と個別支援計画の作成に今年度から、名簿はもうできてるんですけども、個別計画の作成に取り組んでまいるところでございます。議員がおっしゃいますとおり、個別計画の中でマップへの落とし込みであったりとか、避難経路の策定であったりとか、そういった個別計画を策定していくわけでございますけれども、スケジュールとしましては7月に入りまして、全地区を対象に説明会を順次開催をして参る予定としております。進めていく中でいろんな問題点とか、課題とか、そういったことが出てくるかと思われまして。そういったこともありますので、今の予定としましては、全体を1度にするのではなくて、ある程度、説明会は一応コミュニティ単位毎でさせていただこうかなと思っております。あくまでも単位ですね。それで、その中からモデル地区ということではないんですけども、幾つかの地区について、まず、個別計画の作成について実施させていただきまして、そこで出た問題点等を加味しながら次の地区、次の地区ということで広げていきたいと思っております。町の方としましては、できる限り早い段階でもちろん計画の作成は行ってまいりたいと思っておりますけれども、ある程度の、一定の期間は掛かるのかなということでは考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

詳しく説明していただきましたが、それでは避難行動要支援者への同意書というのは、現在、どのくらい進んでいらっしゃるのでしょうか。どのくらい返って来てるのか、その辺り分かれば。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

平成30年3月末現在の数字でございますけれども、いわゆる避難行動要支援者と言われる方の数が1,251名いらっしゃいます。うち、同意を得た方の人数が729名となっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

コミュニティ単位でモデル地区を実施し問題点を洗い出して、そしてまた要支援者の同意書は1,251名中729名っていうところでありましてけれども、今現在、来てない方たちにもお知らせをしないといけないところでありましてけれども、これから数か月経って進むとは思いますが、同意が得られなかった方たちというのは、今後どのようにしていくのか、お知らせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

これは全体計画の方でも謳っていることであるんですけれども、町の方としまして名簿を2つ準備するようしております。1つは全体名簿という形で、これは同意を得られた方、得られなかった方、どちらも把握した先程の1,251名の名簿になります。その中で同意を得られた方の名簿につきましては、その方々の個別支援計画を作成して、そして防災時の関係部署、消防署であったり警察署であったり、そういった所への名簿の提供を行うようになっております。ただし、緊急時、災害時等になれば全体名簿、同意を得られなかった方の名簿についても緊急時には提供できるということになっておりますので、そこについてもシステムで把握をしている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、避難支援者などの配布先、どなたを対象にされるのか、お知らせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

同意者名簿の提供先としましては、まず消防署。そして消防団。それと警察署。自治会、自主防災組織は、その地区の方だけの名簿という形になりますけれども。それと民生委員たちということになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

消防団、消防、警察、自治会、民生委員などと言われましたけれども、今現在、自治会の方では高齢者等の見守り活動を行っております。そういった方たちは、それぞれの自治会での高齢者の老々介護、また、独居老人の方たちとかはかなり把握をされて、毎年、見守りも行っておりますが、その高齢者を見守り活動を行って代表者への配布などは含まれているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

高齢者を見守り活動を自主的に行っておられる地区はあると思いますが、町の方で社協の方に委託をして見守りをしていただいている地区がございます。12地区ですけれども、そちら以外にでも自主的に見守りを行っている地区等があるかと思っておりますけれども、名簿の配布先というのは全体計画の方で決まっておりますので、そちらの避難支援関係者ということになるんですけれども、そういった方々に配布をすると、あくまでも個人情報でございますので、そういったことで考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そういった方たちにも広く情報が行き渡って、瞬時に対応ができるようにしていただきたいというふうに思います。それでは、災害時には瞬時的な行動と敏速な対応が必要となります。そこで支援管理システムで、福祉課や地域安全課や介護保険課などの連携はどうなっているのかお示してください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

災害時の緊急体制という形になるかと思っておりますけれども、災害対策本部を設置しまして、その中に総括部、また第2部という形で組織内にそういう連携をする体制を取っていただいております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。やっぱりそれぞれの行政の横割りがしっかりと対応していかないといけませんので、その辺りよろしく願いいたします。

それから次、個別支援計画の避難支援プランの中に、例えば今現在行っております、冷蔵庫に入れて保管してあります緊急医療情報キット配付済みのマークなどを導入する。それとまた病名、血液型、服薬内容などを明記しておりますので、そういったところで分かりやすく支援員や医療機関や救急隊員が瞬時に認識して対応ができるような取組も必

要じゃないかなというふうに思いますが、その辺りのお考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今議員がおっしゃいました救急医療情報キット、こちらにつきましては、5月の広報で周知を図らせていただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

周知を図ってるのは分かるんですけども、その個別計画の中にそういった個人情報でありますけれども、血液型や服薬内容を明記している緊急キットを配布済みですよというところで、すぐに対応ができるようにするべきではないかなというふうに思いますので、その辺りお考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

救急医療情報キット、それを利用されてる方とか、そういった情報も個別計画の中、システムの中に反映させるべきではないかという御質問かと思えますけれども、血液型であったり服薬情報っていうことは、そのシステムの方には反映をさせる予定としております。合わせまして救急医療情報キットを持ってらっしゃるとか、そういったことについても情報としては確かにあった方がよろしいかと思えますので、そちらについても反映をするような形では、ちょっと考えさせていただきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

よろしく願いいたします。それでは防災トリアージ、避難所トリアージについてお聞きいたしますが、防災トリアージ、避難所トリアージは命に関わる重要なことで、支援者がこのトリアージを認識する、意識することによって、また、1人1人の命が救われ、そしてまた快適に避難所でも過ごせる体制が整っていくというふうに思われます。例えば、南海トラフ巨大地震では死者が約32万、避難者が約950万人以上出ると言われております。これによって災害医療に必須とされるトリアージなんですけれども、今現在、静岡市がNPO法人として災害医療まちづくりが中心となりまして、市民が自らトリアージの取組を行っております。本町でもこのトリアージ、マニュアル化して欲しいと思えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

今、トリアージということにつきまして御説明いただきまして、ありがとうございました。ただ、本町におきましては、避難所20箇所開設をします。そのトリアージの発生すべき事態というのが、大規模震災というふうな1つの要因的なものがありますので、そういう場合には町長の答弁にもありましたように、専門によるトリアージの取扱いをさせていただこうと思っております。また、避難所につきましても、約3割ぐらいという形になりますので、町全体、大規模な災害というような想定ではございますが、その場合例えば、場合によっては自宅の方にとりうな形も、避難をしていただくという、いろんなケースを考えながらこのトリアージということについては対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

大地震とか、大規模災害が起きた時には、せいぜい2週間、3週間、パニック状態に皆さんなられますので、そのところがやっぱり医師不足、病院不足、そして看護師不足、そしてマンパワー不足ということが想定されます。そういう時にやはり力になるのは市民の力でありますので、例えば、今AED、市民がすることができますよね、こう機械を開けてですね、そういったことで市民の方たちがいち早くトリアージの緊急時における体制を取っておくということで、スムーズに避難または命を救うということになりますので、早急にトリアージのことも研究していただきたいなというふうに思っております。福祉避難所は現在2箇所ございますけれども、熊本地震の際に福祉避難所に一般の方が大挙して避難してきたために、実際に福祉避難所を必要とされる方が入れなかったというケースがございました。これ問題視されたんですが、この事態を回避するために本町は、今後、どのような対策を講じるべきだとお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

先程、福祉課からの答弁もございましたように、要支援者の対策の中に要支援者関係者ということで、いろんな方に入らせていただいておりますけれども、また、それと合わせながら支援を要する方をどう避難所または福祉避難所へ輸送するかということもこの計画の中には入っておりますので、そういうふうな個別計画とあわせながら、こういうところも整備していければと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その辺りを考えていただきたいというふうに思いますが、現在は、本町の障害者は2,

081人いらっしゃいますので、それを鑑みてもやはり福祉避難所が2つというのは非常に少ないなというふうに思いますので、その辺り今後どのように増設をされるのか、お考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員御指摘のとおり現在福祉避難所は、町内に2箇所ということで指定をさせていただいておるところなんですけれども、実際、収容人数からいきますと、本町では福祉避難所の収容人数というのは、特に設定はしていないんですけれども、議員がおっしゃいますように障害者の方々が2,000人以上、今いらっしゃいますけれども、障害者の方々以外にも福祉避難所への避難を要する方々もいらっしゃるかと思います。ですので、そういった場合につきましては、例えば、指定をしている福祉避難所以外の所に専門職員を派遣しての、仮と言いますか、福祉避難所の増設、緊急的な、若しくは県の方で専門職の応援体制といったものが構築をされておりまして、そこからの人的派遣であったりとか、そういった体制も構築を今されてきているようですので、そういったものを活用させていただきながら整備を行っていきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。3月26日、本町と西彼杵医師会との災害時等における緊急対応等に関する協定が締結されましたが、今後、町民にとってメリットというところで期待されますが、どのような形で町との連携をされるのかをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

3月に西彼杵医師会と協定を結ばさせていただいたんですけれども、主な内容としては、在宅で療養をされている方、例えば人工呼吸器をつけて在宅で療養をされている方々、そういった方々につきましては、どうしても電源とかが必要になってまいります。災害時には停電等も想定をされますので、そういった場合に電源確保が必要といった場合がございます。そういった方々につきましては、医療も含めてという形にはなるかと思うんですけれども、そういった方々に対しての緊急的な対応をしていただくということで、搬送先の医療機関等を医師会と連携をして、その指定を事前させていただいて、そこに搬送するというようなことでの連携を図っていくという内容でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。今後、緊急避難時の対応としまして、指定避難所で現在指定されております県立大学シーボルト校との緊急時における福祉避難所、そしてまた福祉施設、病院、そのように対応がまた個別でする方がいらっしゃる方、そしてまた、コンビニとの連携なども臨時福祉避難所としての開設も今後必要かと思えます。障害児、者、障害種別毎の振り分け、乳幼児などの個別の対応が可能となると思えますが、その辺りはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

個別の対応という御質問でございますけれども、先程もちょっと申し上げましたけど、要支援者の個別支援計画の中でそういう内容も詳細にわたってそれぞれの対応をできればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

先程も少し述べさせていただいたんですけれども、いろんな配慮が必要とされる方々が、避難をされる方々にはあると思えます。そういった方々の状況であったりとか、避難生活が長くなるとか、ある一定期間になるという場合にはどうしてもそういったことで、その方々に応じた配慮、支援が必要な避難所、その方々に合った支援避難所が必要かと思えますので、そこにつきましては、先程申し上げましたけれども、仮の避難所の対応、人的支援、そういったことを活用しながら対応してまいりたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。よろしく申し上げます。

本町は様々なデジタル防災情報無線ですが、インターネットを介して防災メールなどの情報配信を行っております。しかし、高齢者や聴覚に障害のある方など災害支援が必要な方などは、インターネットでもなかなか情報が取得できないと、それでテレビ媒体からの文字情報として情報配信が1番迅速に収集できるのではないかなというふうに思っております。NBCが災害情報等を配信しておりますNBCデータ放送というのがございますけれども、それを活用して高齢者、聴覚障害者等のために提携をしたらいかがですかと思えますが、見解をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

本町におきましては、昨日、一昨日の答弁の中でもちょっとお話しさせていただきま

したように多重放送という形でいろんな放送媒体を使いながら、させていただいております。今後は、そういう放送の手段として、1つとしては研究協力をさせていただければと思っています。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

このNBCデータ放送は、現在利用している自治体が長崎市、諫早市、西海市、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町、新上五島町、5市4町が提携を行っております。あらゆる防災情報から生活情報様々に収集できますし、目で確認ができるというところは高齢者や障害者にとっては非常に便利というところでもありますので、是非、活用をお願いいたします。

長崎市では、この防災行政無線戸別受信機なども整備しておりますけれども、本町ではこの防災情報の戸別受信機というのはどのように、今対応はなってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

戸別受信機でございますけれども、本町におきましても、まず配置をしている箇所でございますけど、まず自治会長に50台、消防団に13台、避難所ですね、これ避難所が全て開いた場合でございますけれども、まず40台、それからその他の公共施設ということで3台、先程ちょっと出ましたけれども難聴地区ということで一応38台しております。災害対策本部で18台、現在162台を配置させていただいております。今後、例えばそういう一定の条件とか、聞こえにくい場所、またはそういう戸別受信機が必要とされる方につきましては、現地調査等を行いながらその確認をさせていただいたあとに同意を求めて配置をすることも考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非、戸別情報配信を必要とされる方には要望を募って、検討をお願いしたいと思います。

それでは非常災害時の取組と避難訓練なんですけど、先日、長崎県下で防災訓練が実施されましたけれども、本町からの参加はされたのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

本町からも長崎県の総合防災訓練には参加をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その中で取組状況、防災訓練の実態はどうだったのか。本町への今後の対応策として何か有利なところがあったのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

総合防災訓練でございますので、いろんな所でいろんな訓練がされました。私たちがちょっと目を引いたのは、障害者の方の、ジンリキという名前だったんですけども、それを県知事にもお知らせしながらそういうことをやられたのが、ちょっと特徴的だったかなと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私もこれ、ニュースで見まして、今回初めて障害当事者の方たちが参加をして防災訓練に臨んだというところで、車椅子にジンリキというものを付けて、簡単な軽い力で誰でも輸送できるというところで、輸送補助機器を取り付けて訓練を行ってましたし、またSTSの移動サービス、福祉タクシー、また本町にもリフト付きの図書館移動サービスなどもありますけど、そういったところも活用しながら今後、その輸送補助機器なども体制を構築していくということが必要ではないかなというふうに思いますが、今後、購入についてはいかがお考えになるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

今、お話をいただいたジンリキにつきましては、車椅子を簡易に輸送できるということは本庁内でも関係者には紹介をさせていただいております。ほかの輸送手段等についてはちょっとまだ今のところは研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

災害時における1つの新兵器と言いますか、災害時の遭難者の早期発見、飲食料を運ぶためのツールとして小型無人機のドローンが活用されておりましたけども、これについてはどうにお考えになるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事兼地域安全課長（山口功君）

ドローンの活用につきましては、以前も御質問いただいた経緯もございますけども、国土交通省の方の事務所の方にあるということは聞いておりますけども、このドローンにつきましては操縦免許、許可等かなり複雑になってきますので、これにつきましてはもう少し研究させていただきたいと思えますし、もしドローン等必要である場合には、国土交通省等の協議をしながら対応できればと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非、ドローンの講師による技術を学ぶ講習会を開催していただき、ドローンの達人を増やして災害時など地域活性化に繋げていただきたいというふうに思っております。

それでは男女共同参画に移ります。5年間の長与町第3次男女共同計画が策定をされておりますけれども、昨日、同僚議員の答弁で職員の意識改革と何度も答弁がされておりました、例えば意識改革をしても職場で実行に移さなければ、研修やセミナーを受けても改革ができたというふうにはなりません。絵に描いた餅で終わってしまうところでもありますけれども、今後ワーク・ライフ・バランスの取組と申しますか、本町での新たな取組があったら教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。新たな取組ということでございますが、現状の今様々な取組につきましては、長与町特定事業主行動計画の中におきまして策定をし、計画を実行に移しているというところがございます。現段階におきまして新たな取組というところにつきましては、これから考えてまいりたいというところがございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、昨年度に男性の育休を取得された職員は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

過去の育児休業取得者ですが、平成20年度から29年度までの間に1名でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはり非常に少ないと思うんですね。いろいろな弊害あると思うんですけども、

そういった男性が育休を取ることによって、やはり女性の方たちも出産、結婚して、退職しても、一時休暇しても、また元の職場に戻ってこれるところで、やはり男性の育休が重要じゃないかなというふうに思いますが、今後どのようにその対策を講じていくのか、職場環境体制の構築に繋げていくのか、再度、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この9年、10年の中で1名というのは大変少ない数字だと思っております。この育児休業の取得に関してはもちろん職場の中でも課長をはじめとして、取得の促進という形では努めているところでございます。ただし、職員の家庭の事情等々もございまして、その中で本人の希望によって取得されるものでございまして、なかなか取得できない状況にあると思っておりますが、今後も引き続きこの計画の中には策定しておりますので、取得に関して促してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

女性が社会で活躍するためには、そういった職場環境の改善、意識改革を進めるという事は重要でありますので、その辺りは今後、検討していただきたいと思っております。庁舎内での女性管理職の状況というところで先程お聞きしましたけれども、それでは小中学校での女性管理職は3年間でどのくらいいらっしゃるのか、お知らせください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。本年度が1名です。昨年度はゼロ、一昨年度もゼロでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

女性がまだまだそういった学校部門でも管理職になるというのは難しいのかなというふうに思いますが、でも今後、今法律もどんどん変わってきてますし、環境も少しずつ変わっておりますので、そういうところで女性が活躍できる管理職になるというところは重要じゃないかなというふうにも思っております。本町では課長クラスが12.5%というところですけども、本町でのこれからの女性管理職を増やすための対策というのは行われる予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。先程、課長職以上ということで申しました。長与町の特定事業主行動計画の中におきましては、目標を20%に見据えた形で人材の登用ということでございます。本年の4月1日時点におきまして、管理職、参事職以上の数字としましては21.05%ということで一定の数値はございますが、あくまでも結果でございます。個人の能力に応じたところでの適正な人事管理の下に生まれた結果でございます。今後につきましては、今、女性に対する管理職養成という形でリーダー育成に関する研修を2つ、毎年御案内をしているところでございます。引き続きこういった研修を充実させながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今後とも推進できるようによろしく願いいたします。それから政治分野における女性議員の参画でありますけれども、5月23日に政治分野における男女共同参画推進法が施行されました。政党に女性候補者の男女均等、同数を努力義務化したこの法律でありますけれども、先程町長もおっしゃってございましたけれども、やはり努力義務と言ってもこれから女性が政治に参加するためには、やはりいろんな意味で家庭、職場の環境体制が必要だと思います。そしてまた若い20代から40歳ぐらいまでの子育て中の女性も政治参加するため、今後、本町としての意識改革に繋がっていただきたいと思っておりますけれども、今後の未来に向け町長の考えを、見解をお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

おかげさまで長与町の議会は非常に認識の高い方がおられて25%と、ほかの所ではちょっと聞けないぐらい多い人数が出ていただいております。長与町としましても町自体の組織の中でも、女性職員の登用ということ、そして管理職への登用というのは、とにかくその辺りは率先垂範してやっていくということの中でいろんな課題も出てくると思うんですね。何が問題なのかということ。例えば長与町から外れて一般の企業になりますね、どうしてもまだ企業の中での取組ということもありますでしょうし、それぞれの問題があるかと思っておりますけれども、長与町がある種のモデルケースとなって牽引できればと思っておりますし、議会もいろんな議会おありでしょうからそういったものを見ながら研究していただいて、お互いに切磋琢磨しながらその辺りを研究課題としていきたいというふうに考えてます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非、女性が輝けるように男女共同参画、女性の輝ける長与町として取り組んでいた

だきたいというふうに思っております。女性議員が増える、同時に男性議員や国民に対する意識改革の呼び覚ましともなりますし、女性が一線で活躍するための第一歩になるための法律ですので、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから待機児童の現状でございますけれども、今年2月から3月にかけて待機児童の人数と4月以降の現在の待機児童数をお知らせください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

待機児童と言いますのは、公表しておりますのが4月と10月分になりまして、2月の時点、3月の時点というところでは数字を出していないのが現状です。この数字の出し方も一定の計算方法に基づいたものになりますので、4月の時点で申し上げさせていただければ、28年度までは0人、そして29年度になって6名、今年度30年度なんですけれども、まだ公表はしておりませんが、一応14名ということで報告をするように予定をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

待機児童の問題もやはり女性が労働市場に参画したくとも、子どもを預ける場所が無いというところで、そこがネックとなって社会進出ができない現状がございます。そこを改善することが町の責務であるというふうに思いますが、昨日、同僚議員の答弁で保育所の受け皿を126%確保したと言われましたけれども、待機児童が10数人いらっしゃるというところは、やはり受け皿がなかなか、保育士が不足してるのか、保育所が不足してるのか、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

平成25年度から29年度まで待機児童解消加速化プランというものを国も策定し、町の方もそれに計画に基づきまして増やすような努力をしております。計画上は、国は125.6%増やしたと、まだ暫定的な見込みの数字ですけれども、本町においては126.4%、全国を上回るような整備の方をさせてはいただいているんですけれども、それ以上に女性の活躍というところで申し込みの方が増えておりまして、実際、実態的には待機児童が出ているような状況でございます。保育所の総枠、全体的な枠としては足りてはいるんですよ。ただ0歳児、1歳児という低年齢児のところが入所ができないという状況が発生をしておりますので、今、町内の保育園、幼稚園の方とはその年齢の定員の数字の入れ替えと言いますか、組織を見直しをということで今お話をさせていただいております。今年度も1園については20名程度何とか枠が設けられそうだと

というところで、今は総枠は足りているので3歳以上のところの枠を0、1、2の方に移行ができるようにということで協議をさせていただいているような状況です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

様々な努力をされてるというところで理解をしましたが、今後、また女性が働けるように子どもが預けられるような体制をスムーズにいけるようにしていただきたいと思いますが、それでは行政のイベントの際の親子連れの子どもの一時預かりなんですけど、それについてもですけど、現在やはり講演会とか、議会の傍聴に親子連れが来たくても、現在、親子連れがままならない状況であるというところでですけども、現在、議会改革も行っておりますが、やはりこの親子連れのお母さんたちが傍聴したくても参画できない、この現状はやはり打破していかなければならないというふうに思いますが、その時に一時子ども預かりを、この本町としまして、場所と保育士を庁舎内に一時預かりの保育所として確保できないか、その辺りは御検討をいただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員、今の件は議会についての質問ですか。そうであれば今の質問は取り下げてください。ほかのイベント等の一時預かりをどう考えてるかっていう点について絞ってください。

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは質問を変えますけれども、イベントなんかで先程町長が回答を行いましたけれども、なかなか参画はできないというところで、ファミリーサポートなんかに依頼をされて利用案内をされてるというところでもありますけども、やはりそういったところで子どもたちを預かる場所をもっと増やすべきじゃないかなっていうふうに思いますが、その辺り今後の努力としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町以外が主催するようなイベントに参加される場合は先程町長の答弁にもありましたようなファミリーサポートセンターの活用。町が主催をする講座等においては、想定される世代、参加される年齢層、あと安全上の視点などから託児が望ましいと判断した場合、それから男女共同参画のセミナーは特にそうなんですけども、男女問わず若い方から高齢者まで数多く参加をしていただきたいという観点からはそうした託児室の設置をしているケースもございますので、今後ともそういった考えの下、可能な限り設置をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは心の健康相談窓口についてお伺いいたします。町民の方からこの役場は窓口
に相談したくても、若い人の相談窓口が対応できてないという相談を受けました。高齢
者や子どもたちの包括窓口はあるけれども、心の相談窓口が無いというところで、現在
いろいろな様々な所で紹介されている所ありますけれども、今後、本町に心の健康相談
窓口を設置したらいかがかと思いますが、その辺りは御検討いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

御質問にお答えいたします。心の健康相談窓口ということで標榜ははっきりと示して
おりませんが、健康保険課の方が窓口となって対応をしております。その中でこれは子
どもの件、これは高齢者の件とか、そういうふうにやっぱり分けていくという場合も多
いので、そこはもう横の課との連携ということで、その方にとって1番ふさわしい
場所の紹介とかも兼ねております。また、町長の答弁にもありましたように精神科医の
紹介、例えば先程言いました西彼保健所の相談窓口、そういう所の紹介等も行ってい
ますので、今後、町民の皆様は心の健康相談は健康保険課であるというところをもう少
しPRの必要はあるかとは思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やっぱり気軽に相談ができる体制を整えていただく、そして見える化が必要じゃない
かなと思います。リアルタイムでその時に相談をしたいというところで町民の方は考え
てますので、その辺りよろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第37号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第37号長与町で条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

何点か質疑を行いたいと思います。まず1つは、国民健康保険税の限度額が今回54万から58万になるということで、これは国民健康保険だけの限度額ということだというふうに思いますので、介護保険、後期高齢者支援分の限度額を合わせると総額限度額がどれくらいになるのか、まずそこをお伺いしたいというふうに思います。

それと2号中と3号中は、一定所得の低い方々に対する減免措置というふうに思いますが、今回限度額が上がることによって限度額の対象になるのがどれくらい増えるのか。また減免の対象になる方がどれくらい増えるのか、そこと。

最後に、そもそもその限度額の引き上げが通常2年毎に行われたりしております。この限度額の引き上げをこうやって行う考えというものがどういうものなのか、そこを再度伺いたいというふうに思います。

○議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

○健康保険課長(志田純子君)

それではお答えさせていただきます。初めに総額幾らになりますかという件ですが、それにつきましては総額93万円になります。次の御質問の影響の人数と影響額についてですが、賦課限度額の引き上げによる影響が29年度と30年度の所得が同じというふうに仮定した場合という条件で答えさせていただきます。平成29年度は107世帯がその限度額に入っておりました。これが平成30年度になりますと80世帯に減ります。結果、18世帯の減となります。金額にしたら384万9,744円の、役場の方から言わせてもらったら増収というふうになります。次に、5割軽減の所得の引き上げにつきましては、平成29年度は753世帯でした。これが平成30年度になりますと771世帯。18世帯増えます。金額に直しますと121万850円です。役場の方から言わせますと減収になります。次に、2割軽減所得の引き上げによる影響ですが、平成29年度が691世帯、平成30年度が697世帯ということで6世帯影

響を受けます。金額に直しますと7万1,660円の減収になります。限度額の引き上げとあと所得の引き上げを合わせますと275万6,234円の増額になります。なぜこのように限度額等の引き上げがあったかと申しますと、全国的に物価上昇とかも併せまして、それを考慮して国の方が決めたということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それで30年度から国民健康保険が県の方に移行されたわけですね。それで、今、納付金という形で本町は県に納付しなければならないというふうになってますが、それとの兼ね合いというのは、これは影響は無い。今のお話を聞くと275万の増収ですから、納付金が一定額決められておってもこの分入ってくるということで、影響は無いというふうに思うんですけども、仮に逆に、これ今の30年、29年度の所得に対する結果だというふうに思うんですけども、これは仮にもし30年度の所得で減収が増えた場合はこの納付金が影響してくるわけですね、納付金は100%納めないといけないという意味では。そこは、例えばこれが変わることによって納付金の金額変わるということはないと思うんですけども、そういう減収だとかが出てきた場合の対応というのはどういうふうに考えられてるのか。そこ、あれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

納付金の算定というのは基本的に所得、そして医療費というところで各市町村に県の方から幾ら納付してくださいというふうにお知らせが来ます。税が減少してどうしても足りないというときは県の基金から借りて一旦お支払いをします。その借りた分というのは2年後に計画書を提出して、それから計画的に返すような流れになっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうすると、この地方税法が変わったということで、この条例の提案は各自自治体の裁量でできるというふうに思うんです。決して、この税法が変わったから限度額を、この範囲で限度額を決められるというふうな形だと私は理解してたんですけども、今回、法が変わったからそのままそれを引用してこういうふうにやったというふうになりますけど、先程の説明ですと仮に納付金の決められた額から減収になるという場合は、丸々県から借りて、その分負担が増えるというような形になってしまいますよね。だから、ちょっとそこは今回の例で見ると275万ぐらいの増収になるということですけども、ここはもうちょっと慎重に対応するべきではなかったのかなというふうに思うところがちょっとあるんですが、質問の趣旨が分かりますか。いわゆる国が法律でこう替えて良い

ですよと決まりましたと、それでそう変えましたと。県から決められてる納付金がありますと、それを94%ぐらいですか、収納率で確保できますというふうにしてました。しかし、その94%確保できる金額がこの法律の改正によって下がりました。いわゆる94%だと100%納めきれんのですけども、この法律の改正によって、その金額が100%にならなくなったというようになると、これは町にとってというか、町にとってもそうですし、加入者にとってもちょっと大変なことじゃないかなというふうに思うんで、その辺がもっと配慮してすべき内容ではなかったかなというふうに思うんですけども、もし御回答がいただければお願いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

国民健康保険につきましては30年度から県が標準の保険税、保険料を算定するようになっております。その際に、先程出ました長与町の状況を所得割とか均等割とか平等割とか、そういうのも一定、加味して保険料を全県下的に算定しております。その中で限度額の58万、当然、県も国の準じて58万という数字を考慮してくると思うので、町としてもそれを考慮しないと納付金が足りなくなる可能性がありますので、そこは一定、町としても配慮して条例改正をすべきものだと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

議案第39号について、私は反対の立場で討論いたします。今回の専決処分ですが、国民健康保険税の賦課限度額を4万円引き上げて58万円にすると。他の介護保険、後期高齢者の支援分を合わせると限度額が93万円になると説明がありました。一方、5割軽減、2割軽減の低所得者層と言われるところの保険料の軽減の提案も同時にされて

おります。ここは一定説明にありました今の物価の問題等々含めて、負担軽減を図られた措置だというふうに思います。ですが、そういう負担軽減を図るのであれば、私は、こうした限度額を引き上げてその部分で負担軽減を図るという策ではなくて、国の負担分を、国庫負担分を大幅に引き上げると。これは本町でも必ず国庫負担分を引き上げてほしいという要請をしてる内容でありますから、この部分を引き上げていただいて、全体的にやっぱりそうした負担の軽減を図るということが必要だというふうに思うところが、反対理由の大きな理由です。厚生省の資料によれば様々な保険組合があります。この中でやはり言われてるのは、国民健康保険税は所得の1割以上が負担となるということで、非常にそういう意味ではこの負担感は多いのではないかというふうに思います。そもそも、やはりこの限度額が設けられたというのは、様々な理由があるというふうに思いますけども、1つは前年度で土地の売買があった時に一時的に所得が増えて、国保税が青天井にならないというふうな部分の配慮から、この限度額を決められてたというふうに思います。この限度額にしても、先程私が申しましたように各市町の独自の判断でできるものであります。そういう意味では限度額が引き上がることで大きな負担になるという方々も生まれてきますので、今回の条例については賛成できないという立場から反対討論とさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会と条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

議案第40号ですね、いじめ問題に対する条例ですけども、いろんな形で新聞等々で

いじめ問題が出ておりますけれども、長与町においても取組ということで良いことじゃないかと思っております。それでちょっと流れをですね、いろんな形でこの教育委員会とか総務とかこう分かれて出ておりますけれども、1つの流れをまずは聞きたいと思えます。それと任期についても協議会の**はっきり**として2年とかなっております。サポートの方についてはそこが明記無いように思います。

それと第4章問題調査委員会についても、その答申した時点で終了とか出ておるわけですが、この1つの流れとそういうのを含めて、あるいはその委員が終了した時点で全員が解散して、また新しく作り直すとか、ちょっとそういうところの流れを、よりまた詳しくお願いしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

お答えいたします。まず、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、これは予防のための協議会でございます。未然防止のための協議会でございますので、これも必ず開くということで、この任期については2年ということで、先程御指摘のとおりです。続きまして、いじめ問題等の学校問題サポートチームにつきましては重大事案が起こった際に集まっておきまして、この点について対策を練る、あるいは調査をするというふうな会議でございます。これにつきましては、いじめ問題対策協議会の任期を準用しておりますので2年ということで、ここは規定をさせていただいております。さらに、いじめ問題調査委員会につきましては、教育委員会から離れた形で第三者委員会として立ち上げるものでございますので、これにつきましてはさらに重大なケースということで臨時に集まっておきいただくこととなります。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

流れの中で調査委員会が、今度は総務の方になってるのかな。その流れで今度は委員会のあり方というか、設置して問題が解決したならば、もう終わったならば、もう委員全てそこで解散というか、そういう形になるのか、そのメンバーはそのままずっとやっぱり残っていくのか。ちょっとそこんところを再度同じメンバーでなるのか、ちょっとその後の流れをより詳しくお願いします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。町長部局の方で設置いたします長与町いじめ問題調査委員会、こちらに関しましては構成員、メンバー5名となっております。こちらの設置につきましては、先程金崎理事からの御答弁にもありましたとおり、重大な問題が起きた際に、

要はこの事案に関わった子どもに関係するいわゆる委員がメンバーの中に入ってはいけないというところもございまして、そういった趣旨を踏まえながら問題が発覚後、報告を受けた後に、都度、委嘱をいたしまして問題解決後につきましては解散という流れになります。その委員会の中で所掌の事務等が決まっていくものでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

再度、最後ですけれども、その都度、この調査委員会の方のメンバーは変わるということの良いわけですかね。ちょっとそこんどこ再度。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

長与町いじめ問題調査委員会のメンバーにつきましては、その都度、こちらの方から特定の方をお願いするのではなくて、例えば弁護士だったらそういった弁護士会、こういった団体に対して推薦をいただきます。その中で推薦いただいた方、子どもに関わっている方というのを除かなければなりませんので、その都度、変わる可能性が大いにありますと御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査し終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第42号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第8議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第43号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第44号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第44号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第45号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

では、歳出の10、11ページのところの下段の8款土木費、委託料で1,600万の公園の計画策定ということで出ておりますけども、こういうこれからの高齢化社会に向かっていく中で、団地なんかではものすごく今高齢化が進んできているわけですけど、何回か私も公園の整備の中で、高齢者に対するちょっと休息ができるような形の策定なんかも御理解してないかということをお願いしてきたことあるわけですけど、そういうのを含めながら今後こういう策定なんかをやっていって欲しいわけですけども、そういうのを含めながらの策定になっていくのか、ちょっとそういうところをお聞きします。

それと公有財産の中尾城公園とありましたけども、この公園がどれぐらいの平米でどういう形で、これが今度はこの公園に寄与していくのか、そのこのところの場所とかお願いします。

それと12、13ページの小、中学校の一般備品購入でパソコンのリースから購入という説明が小、中学校とあったわけですけども、一部なのか、全てがこれだけの金額で賄いきるのか、あるいはまだ次年度にまた、あるいは補正とかでいくのか、ちょっとその中身、その点をお願い致します。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

お答えします。まず公園の長寿命化の話ですが、まず今年度中に策定をして次年度からの改修工事になるかと思えます。内容については、基本的には公園の長寿命化になりますので、維持の部分がメインになっております。多分、議員御指摘の分については健康器具とか、そういったものも含まれるのかなと思えますけど、基本的には今あるものをそのまま維持していくという大前提があります。ただし、それを集約する分については今後の協議が出てきて、補助金の活用ができるものとできないものと出てくるかとは思っております。

続きまして公有財産の購入費の部分になりますが、こちらが中尾城公園の用地になります。場所につきましては、エレナの上の部分とさせていただきたいと思えます。4筆

で広さについては2,160平米、これだけの購入を、交渉事を考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

小、中学校のパソコンに関しましては、リースから購入に替えたものに関しては、今回、購入は一部になります。小学校におきましては職員室の教職員用のパソコンの36台分になります。それと普通教室に置いてありますパソコン145台を今回購入するようしております。中学校におきましては、職員室用の教職員用のパソコンの一部、24台の購入を計画しております。また、次年度以降、また教職員のパソコン等の購入を計画しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第46号は、会議規則第46条第1項の規定によって6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

これにて本日の日程を終了いたします。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 11時17分）